

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

| | |
|------------|---|
| Title | 日本女性の社会地位に関する歴史的研究 |
| Author(s) | シャジニナ ハンナ, |
| Citation | 日本語・日本文化研修プログラム研修レポート集, 23期 : 56 - 71 |
| Issue Date | 2009-01-09 |
| DOI | |
| Self DOI | |
| URL | https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00038811 |
| Right | |
| Relation | |



日本女性の社会地位に関する歴史的研究

シャジニナ・ハンナ

はじめに

日本に来る前に面白い意見を聞いた。一番いいと言われているのはアメリカの給料をもらい、イギリス風の家を持ち、中国人の調理師を雇い、日本人の奥さんがいるということである。つまり、この四つの条件を満たすと、成功した生活が送れるようになるという意味だ。そういう視点をよく考えてみると、どうして日本女性はいい奥さんというイメージを持つか、日本女性の生きがいは家族だけなのか、現在の女性の社会地位は昔と比べると、どう違うか、という質問に答えたくなった。それで、『日本女性の社会地位』というテーマを選んで、研究したいと思う。

本論ではこの三つの特徴を中心にして考えるつもりだ。

- 1 古代～中世の女性
- 2 現在の女性の社会地位
- 3 他国と比較して、ジェンダー問題

まず、古代日本の女性たちはどのような社会的な立場に置かれて毎日の生活を送っていたのだろうか。家族的、社会的、宗教的、それぞれの面に興味がある。

そして、現代の状況を調べるつもりだ。現在の日本には、男性と女性は法律上、平等だ。男性と女性の家族的、社会的権利を決めているのは、日本国憲法であり、また民法だ。いずれも、男性、女性、両性の平等を宣言している。しかし、今までの生活習慣や社会の変化などによって、男女の関係は様々な面でいろいろに変化する。

それ以外に、アメリカや、ヨーロッパなどと比べて、女性たちは男性と同じ社会地位を占めるための難問を克服しなければならないという問題を表わすと思う。

このように、本、インターネット、マスコミなどを使用して、データを集めて、『日本女性の社会地位』について書くつもりだ。

1 女性の社会地位の歴史

1.1 日本古代の女性

(奈良平安時代の女性)

初めに日本古代において男女の社会地位はどうだったかを観察してみよう。その時の家族は女性中心に動いていた。男性は15-16歳になると結婚相手の女性を探した。自分で探すこともあるし、親や知人が探してくれることもあった。相手の女性が賛成すると、生活は女性の家で行うようになった。それも、男性が夜に通ってきて朝には帰った。昼間は、男性女性ともに、それぞれの家で働き、農業その他の仕事を行うのが普通だった。

結婚したことを公表したいときは、次のような儀式もあった。男性が3日間連続して女性の家に通い、3日目の夜に餅を食べ、朝妻の両親や家族に正式に顔を見せるのだった。

男性は女性の家に通っていても、やがては同居した。疲れるとか、年をとって体が弱ってきたとか、いろいろな理由があった。途中で相手の女性が嫌いになる、逆に相手の女性がもう来ないでくれ、ということになれば結婚生活は終わった。男性は新しい女性のもとに通うこともあった。

そのことから判断すると地位的には女性の方が高かったと考えられる。以下の子供の養育、娘の結婚、宗教上の地位からすると、その時の日本社会は母系制社会だったということが明らかになる。

子供の養育

生まれた子供は女性とその親や兄弟が育てた。従って子供は母親の家族のなかで育つということになった。母系制社会ということになった。男性は複数の女性の家に通うこともあった。しかしそこで生まれた子供たちは、母親が異なり一緒に生活して育つわけではないので、兄弟としての意識が育たなかった。そのためだと考えられるが、父親が同じでも母親が異なれば結婚の対象となった。

娘の結婚についての発言権

また若い女性の結婚については、完全に自分の意志だけで決めるというわけにはいかなかった。相談相手があった。それは母親だった。父親は娘の結婚に口を出せなかったようだった。しかし時代が進み、8世紀、奈良時代の途中から、父親が娘の結婚相手について決定権を持つようになってきたといわれている。家族生活において、それだけ夫あるいは父親の権限が強くなってきたということだ。

女性は家屋を受け継ぐ

この他、家は女性が受け継いだと考えられている。名目、所有とともに、女性が親からの家屋をもらった。男性ではなかった。そして極端に言えば、女性は一生その家から動かなかった。結婚して家を動くのは男性だ。そのようなことについて平安時代の貴族たちの様子を詳しくみると、男性は入り込んだ女性の家で衣食住の世話をしてもらった。

女性の宗教的地位の高さ

古代において、女性は宗教的に高く評価されていた。巫女は神の声を聞くことができ、また人間の希望を神に伝えることができるのは女性だった。仏教が入ってきてそれも同じだった。仏教は男尊女卑の世界であるが、日本の仏教ではそうではなかった。仏に神の役割を期待し、尼に巫女としての役割を期待した。だから、中国や朝鮮半島では尼は少ないが、日本古代において尼の人数は非常に多かった。

では、母系制社会の中での男性地位はどうだったかを見てみよう。それは昼間の仕事をしていた。また貴族の例を見ると、大臣や朝廷の役職はすべて男性だった。そして社会的地位は父親から息子へと受け継がれていたのだった。その子供は成長して大人になったら家を出て、どこか女性を探してその家に入り込んだ。

従って、母親と娘はずっと一緒に生活するが、父親と息子は生活が別々だった。しかしもちろん、誰が自分の息子かということは知っていた。そして社会的地位は息子に受け継がせるのだった。

このような情況で、女性が社会的な活動をする、社会的に高い地位について活動するという事は殆どなかった。ただ、天皇については、時々、女性の天皇がいた。これは男性の天皇が決められないときに、女性が天皇になったということだった。

1.2 古代末期から中世初期の女性たち (鎌倉室町時代の女性)

古代末期から中世初期というのは10世紀から12世紀のことだった。日本の歴史の時代区分についていえば、平安時代後期から鎌倉時代初期だった。この時代には興味深い情況がみられる。

第1に、女性は依然として宗教的に神仏に近い神聖な性格を持つと思われていたことだった。第2は、武士の進出によって、女性が男性の家に入るという結婚形式が目立ってきたということだった。武士というのは戦闘集団だったので、男性はふだんから軍隊のように同じ所に集まっていて、すぐ連絡が取れるような態勢でなければならなかった。加えて、男性が戦争にいつているとき、家を守り、領地を管理し、使用人等もまとめる人が必要だった。それはやはり妻であるということになった。それで結婚した夫は、妻に自分の家に入ってもらって、普段から家のなかの管理を夫と妻が協力して行うようになっていた。

夫の家に入るようになると、当然、家庭内における女性の力は弱まった。しかし女性はまだ親から財産を男性と同じように譲られるのが普通だった。だから、夫の家に入っても、自分の親から譲られた財産があったので、夫の家でも大切にされた。それに、夫の家の面倒をみるという役割が加わって、女性の社会的進出も見られるようになった。この時期には武士の鎌倉幕府でも、朝廷の貴族の間でも、女性が政治の実権を握る姿が見られるようになった。

商売での女性の役割について少し調べてみた。中世後期になると商業が盛んになって物を売る商売は男性女性ともに行った。特に女性が行ったようだった。とても興味深いのは、絹と絹織物についてだった。日本在来の蚕、それから中国から輸入した蚕がいて、それを育て、絹糸をとり、絹糸から絹織物を作り、そして町の市場へ持って行って売って儲けるのは、女性の仕事であり、また権利であった。社会のなかで活躍する女性の姿は、いろいろな絵などに描き残されている。

鎌倉幕府を開いた初代の将軍源頼朝の妻を北条政子の活躍をみるとその時代女性の社会

地位がまだまだ高かったということが明らかになる。

頼朝は1199年に亡くなるが、そのあと若い息子たちや鎌倉幕府の重臣たちを指揮して、立派に幕府を発展させたのだった。大きな騒動になったが、気に入らない息子の第2代將軍を止めさせ、その弟を第3代將軍にしたりしていた。

政子は15年にわたって鎌倉幕府を指揮した。夫の亡き後、出家して尼の姿となっていたので、当時の人も後世の人も、彼女のことを尼將軍と呼んだ。

1.3 江戸時代での女性の社会地位

教科書には江戸時代は「男尊女卑の風も強まり、女子には三従の教えが説かれ、これらの傾向は、武士だけでなく、社会一般にもおよんだ」と記述されている。

ましてや『三下半』という、江戸時代の女性は、落ち度もないのに男の勝手に離縁され、泣く泣く家を追い出される姿がイメージされてきた。(三行半というのは江戸時代のとき男女関係で一つの特徴だった。簡略に離婚事由と再婚許可文言とを3行半で書いたからという、夫から妻に出す離縁状の俗称だ)。

しかし実際の江戸時代の女性の中には、現在の松坂屋百貨店となる松坂屋の10代当主ウタのように、20代前半で当主となって、江戸進出の原動力となるなど、大いに活躍した女性もいた。

「貞女二夫にまみえず」という貞操観念から、日露戦争などの戦争未亡人が再婚も出来ず、子どもを抱えて苦勞したという話を聞く。しかし、1799年までの大名百家、旗本百家での女性の離婚率は約11%。再婚率も59%である。現在、日本では離婚が増えたと言われるが、離婚率は平成14年でも約2.3%である。これはいかに江戸時代、離婚、再婚に抵抗がなかったかを示している。離婚そのものについても、夫の一方的な恣意ではなく、今と同じ協議離婚がほとんどであった。

『三下半』がなければ女は再婚出来ないとはよく言われるが、逆に言えばこれを受け取ってもらえなければ、男も再婚出来なかった。元妻が「私は『三下半』を渡されてない」とごねれば、夫には証拠がないので、『三下半』の受け取り証文(離縁状返り一札)を妻に書いてもらう者もあった。反対に、次に自分(夫)に不祥事があつたら離婚を認めると、先に『三行半』を書かされた(先渡し離縁状)夫もいる。

もちろん、「江戸時代の女性の地位は高かった」と、手放しで言えない部分もある。例えば先述の松坂屋ウタについても、松坂屋自身にさえ、ほとんど資料が残されていない。地方の企業に過ぎなかった会社が、東京へのメジャー進出を果たして成功したとあつては、普通なら社史を彩る英雄のはずだ。その記録がほとんどないというのは、やはり女性であったためであろうか。

しかし、江戸時代の女性が、みんな虐げられていたのではなかったことは確かである。

1.4 明治時代の日本における女性解放運動

日本では明治政府成立後の 1872 年に発令された芸娼妓解放令や福澤諭吉の唱えた男女同権論、あるいは 1880 年代の事由民権運動における景山英子、岸田俊子らによる婦人解放運動などが、女性解放運動の前史とされるが、反発も起こり十年ほどで急速にしぼんでしまう。

1878 年（明治 11 年）、区会議員選挙で楠瀬喜多という一人の婦人が、戸主として納税しているのに、女だから選挙権がないことに対し高知県に対して抗議した。しかし県には受け入れてもらえず、喜多は内務省に訴えた。そして 1880 年（明治 13 年）9 月 20 日、日本で初めて（戸主に限定されていたが）女性参政権が認められた。その後、隣の小高坂村でも同様の条項が実現した。

この当時、世界で女性参政権を認められていた地域はアメリカのワイオミング準州や英領サウスオーストラリアやピトケアン諸島といったごく一部であったので、この動きは女性参政権を実現したものとしては世界で数例目となった。しかし 4 年後の 1884 年（明治 14 年）、日本政府は「区町村会法」を改訂し、規則制定権を区町村会から取り上げたため、町村会議員選挙から女性は排除された。

政府の反発政策に対して平塚雷鳥ら女性解放運動家が誕生し、政治的要求を正面に掲げた最初の婦人団体である「新婦人協会」もできる。女性に不利な法律の削除運動、女性の参政権獲得運動などがさかんになる。完全な女性参政権の獲得と言う大目標の達成には至らなかったが、女性の集会の自由を阻んでいた治安警察法第 5 条 2 項の改正（1922 年・大正 11）や、女性が弁護士になる事を可能とする、婦人弁護士制度制定（弁護士法改正、1933 年・昭和 8）等、女性の政治的・社会的権利獲得の面でいくつかの重要な成果をあげた。

当時の優秀な女性についていえば、津田梅子に触れざるを得ない。

1871 年 11 月 12 日、岩倉具視という明治政府の有力者の一人に率いられる使節団百余名が欧米に向けて出発した。彼らは、明治政府が欧米に送った最初の使節団だった。日本が欧米の植民地になるのを防ぐためには、近代国家になって経済力・軍事力・文化力などの国力を増強しなければならない。そして近代国家になるためには、欧米に学ぶはずだ。

使節団は総勢 107 人という大集団だった。そのなかに欧米各国への留学生が 43 人入っていた。その留学生のうちに、日本最初の 5 人の女子留学生のなかで津田梅子が含まれていた。

こうして、明治政府は女性留学生を派遣することにした。そして留学希望者を募集したが、一人も現れなかった。現代とは異なり、幼年の女性が個人の意志で応募できる社会ではなかった（現在でもそうだが）。お父さんあるいは兄さんが応募するのだ。でも、誰も恐ろしい異国へ幼い娘を一人で送ろうなどとはおもわなかった。

1882 年、日本に帰国した梅子にとって特に衝撃的だったのは、女性の地位の低さだった。当時の日本にはまた妾制度が残っていた。男尊女卑もごく自然なことだった。このことについて梅子の手紙のなかで次のように訳している。

女性は男性より遥かに人生の辛い部分を背負っている。気の毒な、可哀そうな女性！あなた方の地位を引き上げてあげたい！でも、みんな満足して、何も気づいていないのに、私に何ができるというのでしょうか。これでも十年前に比べれば、日本人は女性を尊敬するようになったのだそうだ。

この生活の中で、あまりにも日本の女性がこの実感した梅子は、しだいに女子教育に生涯の目標を定めるようになった。梅子は念願の女性の高等教育をめざす学校を東京に開くことができた。これが女子英学塾で、今日の津田塾大学だ。1900年のことだった。梅子は36歳になっていた。最初の入学生は10人だったが、梅子の理想に燃えた教育のもとで、入学者はしだいに増加していた。

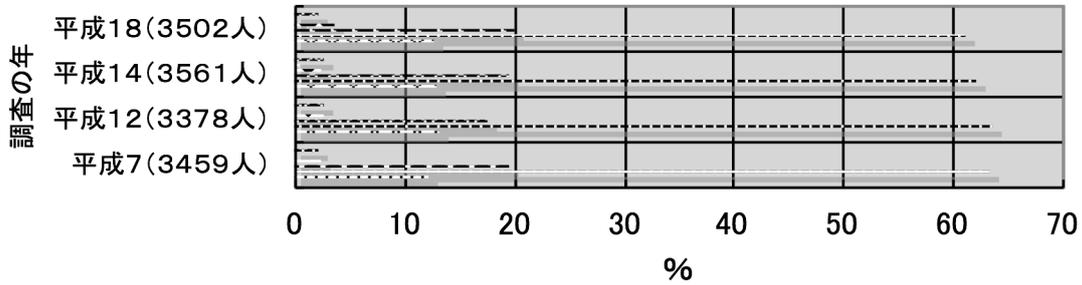
一生を女子教育に尽くした梅子は、1929年に65歳で亡くなった。

2. 現代の状況

戦後の日本社会は、経済的にも社会的にも大きな変動を経験しているが、男性と女性を取り巻く状況も大きく変化してきた。戦後の日本は女性が男性より差別させている家父長制的な社会だったが、戦後、男女平等の精神が憲法でうたわれるようになり、女性差別の問題に取り組む運動が展開してきた（フェミニズム運動）。女性が職場で不利益をこうむることがなく、自分の能力を発揮できるようになること、政治や意思決定に女性が参画すること、家族やカップルの中で男女が対等であること、愛情や性について個人としての選択が重視されることなどが目指された。他方で、女性の社会進出はすすみ、1980年代には、『女性の時代』ということがうたわれるようになった。85年には、雇用に関して男女の差別的な処遇を禁止する法律、男女雇用機会均等法が制定され、また、同年、国連の女子差別撤廃条約(The Convention on the Elimination of all forms of Discrimination against Women)が批准された。1979年、第34回国連総会で採択された条約だ。政治、経済、社会、文化、その他あらゆる分野にあける性差別の撤廃を目指し、固定的な性別役割分担の見直しを理念とする。日本も署名したが、批准するためには条約の基準に達していない国内法の改正が必要で、1984年の国籍法改正、1985年の男女雇用機会均等法の制定などを経て、1985年に批准した。

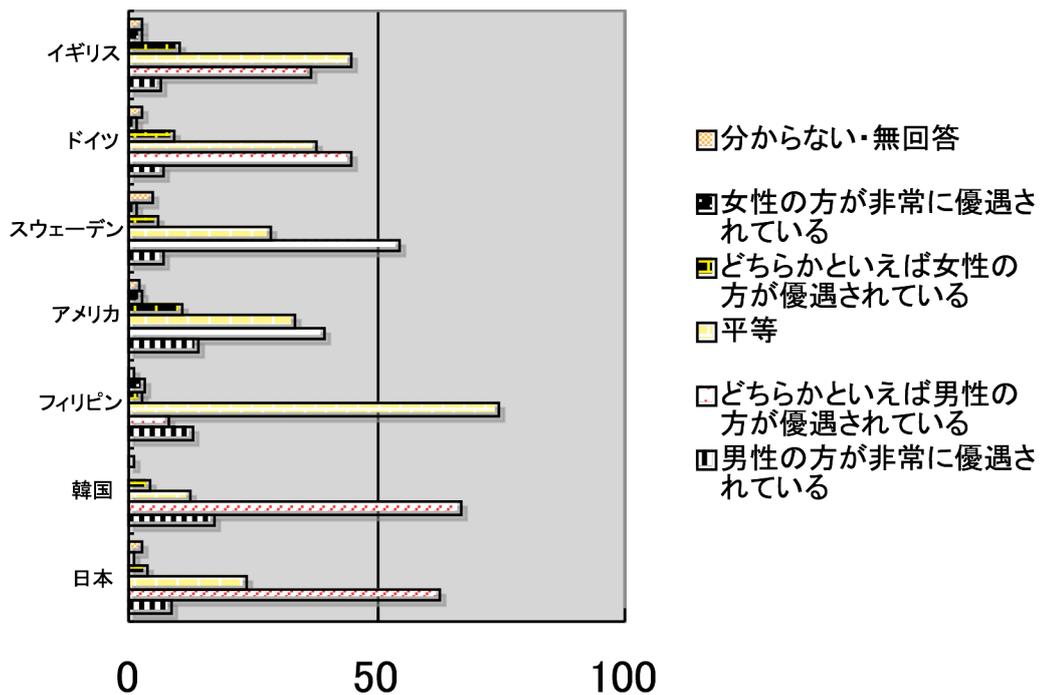
しかし、このような情勢の変化にもかかわらず、日本人の多くが、男女平等の社会が実現していないと感じる状況は現在でも続いている。たとえば、2004年に内閣府が行った『男女共同参画社会に関する世論調査』によると、社会全体で『男性の方が優遇されている』と考える人は7割を超え、『平等』と回答した人は2割にとどまっている。つまり、戦後、男女の生き方は大きく変わってきた反面、依然として男女の差別は相変わらず根強く存在しているといえる。女性として男性としてどのように生きるか、差別問題にどう対処するのか、その取り組みは今後も変わらず必要となっている。

男女の方が優遇されている



- × 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- ∨ 女性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▲ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ⊠ わからない

男性回答：



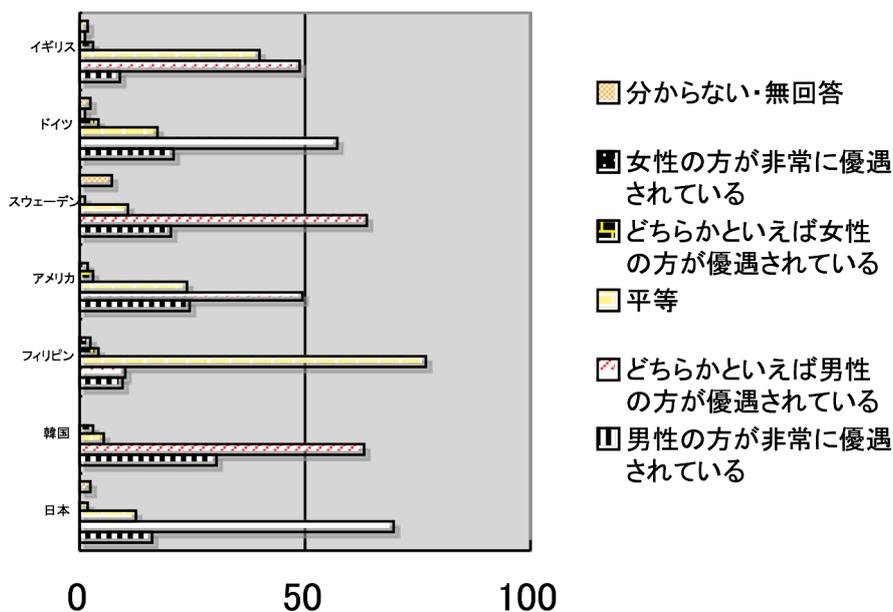
(出典：女性データブック／Women's date book、第4版、2004)

「男女共同参画社会に関する国際調査」によると、男性優遇社会とみる女性の割合は、韓国 92.3%、日本 84.8%、スウェーデン 82.7%の順に高く、各国で男性も6割を超える。スウェーデンの高さは、性差別への問題意識が深まり格差に敏感だということだろうか。平等社会とみる割合は大半の国で男性に多く、女性とギャップがある。家庭生活、法制度、学校教育を含む6領域ごとにみると、「政治」「職場」の順に男性優遇だとみる国が多い中

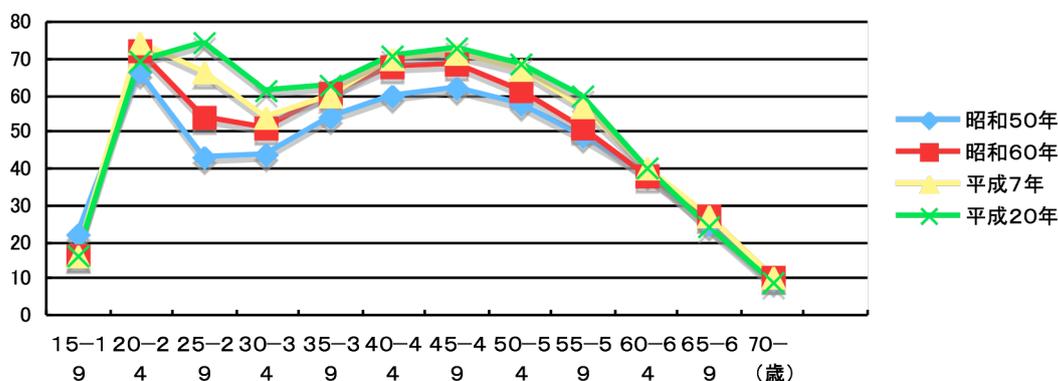
で、韓国と日本は「職場」より「社会通念・習慣・しきたり」の割合が高いのではないだろうか(韓国: 女性 95.8%、男性 88.5%、日本: 女性 79.4%、男性 73.3%)。

『社会全体の中で男性の方が優遇されている』への賛否意識 (2004年)

女性回答:



かつては第一次産業に従事し、夫も妻も働く家族が多かった日本社会だけど、高度経済成長期に産業構造の転換がおき、都市部に存在して第二次・第三次産業に従事する労働者が多数をしめるようになった。職場と家庭が分離し、妻が生産労働に従事することなく、家庭で家事育児に専念する、いわゆる専業主婦家庭がもっとも多かったのもこの時期だ。ところが 80 年代以降、働く女性が増加し、90 年代半ばには女性の労働力人口は、人口全体の過半数をしめるようになった。この女性労働の増加傾向は現在も続いている。



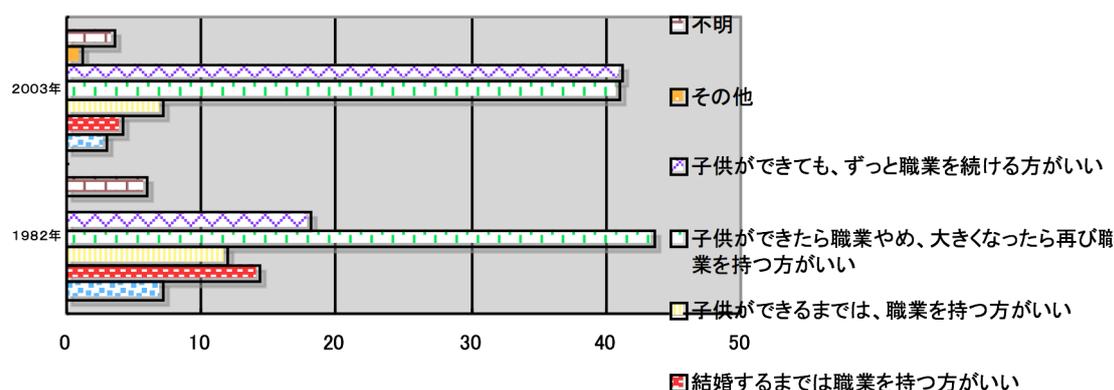
(出典：国際労働機関のホームページ <http://www.ilo.org>)

妻は家庭に専念すべき、という性別分業権を否定する人は年々増加しているが、他方で、子供が小さい間は家庭で育児に専念すべきという、いわゆる『3歳児神話』は、依然根強く支持されている。したがって、女性は未婚の間は外で労働に従事し、結婚・出産を機に仕事をやめて家庭に入り、その後再び働きに出る『中断・再就職型』のコースを選ぶ人が多く、中央が凹むM字型の労働力率曲線をとるのが日本の女性労働の特徴となっていた。日本では再就職の際の雇用環境が整備されておらず、家庭と仕事の両立のために、正規雇用でなくパートや派遣を選ぶ女性が増えるなど、就職形態の多様化がみられる。短期間雇用のしめる割合は、女性労働者全体の4割に及んでいる。

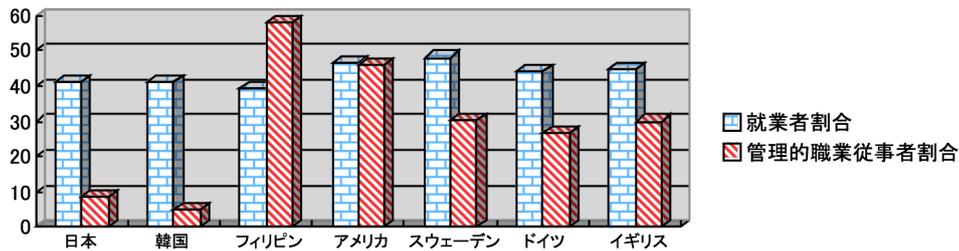
子育て期の女性の就労率は低いが、就労希望者はむしろ多く、女性の生き方でも『子供ができて、ずっと職業を続ける方がいい』という意見が急速に増加し、子育て権に変化がみられる。

日本の女性の役職者比率は欧米諸国と比べると、韓国と並んできわだって低い。これに対し、アメリカで女性の就業者割合と管理職割合がほぼ同率であるのは1960年代からアフーマティ・アクション施策が実施されてきたことが大きい。日本でも98年改正法を機に大企業中心にポジティブ・アクションが進み始めた。大企業中心にはあるが女性の積極的採用や登用が広がっている。年功的要素よりも成果主義的要素を強めた人事考課制度が男女を問わず推進されることは、女性の処遇や賃金水準を確実に変えていくだろう。

女性が仕事を持つことについての考え (女性の回答)



女性の就業者割合と管理的職業従事者割合 (2002年)



(出典：国際連合のホームページ <http://www.uno.org>)

このように、女性が家庭責任を担い、仕事と家庭の両立が求められていることから、多くの問題が生じている。

1. まず、退職する女性が多い事を理由に、男性は基幹労働者、女性を周縁的補助的な労働者とする雇用慣行が定着している。女性は社内での研修や配置転換、昇進などで差別され、管理職についている女性は1割に満たない状況が続いている。
2. 女性を昇進的労働者と位置づけることは、主な稼ぎ手となる男性を扶養者、女性と子供を被扶養者とする傾向につながる。これは家族単位を前提に成立している雇用慣行であり、男性扶養者のいない女性、寡婦や離婚者、独身者が、経済上、大きな不利益を被ることになる。

大学教員についても、その職位にはジェンダー・バイアスがみられる。大学及び短期大学に勤務する女性教員は、大学教員の15.3%、短期大学教員の46.1%である。しかし、その内訳をみると、表に示すように大学・短期大学共に男性は教授が4割以上であるのに対し、女性は講師・助教授・教授の割合がほぼ等しく、それぞれ約2-3割を占めている。また、助手は男性よりも女性の方が多く、特に短期大学では女性助手16.2%であるのに対し、男性助手は2.2%にすぎない。大学院担当の女性教員は33.3%で、男性の大学院担当者の約2分の1ほどである。女性の研究者育成という観点から、女子の院生にとってのロール・モデルとなるような女性研究者が院生指導に当たる体制の充実が求められる。

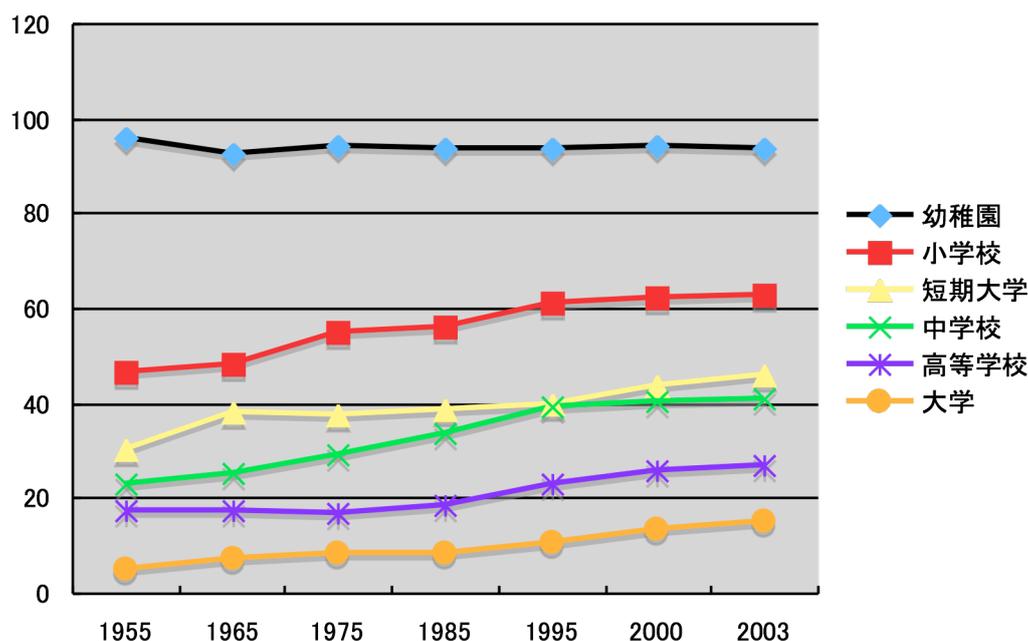
| | 大学 | | 短期大学 | |
|--------|------|------|------|------|
| | 女 | 男 | 女 | 男 |
| 学長 | 0.2 | 0.5 | 0.7 | 3.7 |
| 副学長 | 0.1 | 0.4 | 0.2 | 1.4 |
| 教授 | 23.5 | 42.2 | 28.2 | 48 |
| 助教授 | 23.3 | 23.6 | 26.9 | 27 |
| 教師 | 18 | 11.7 | 27.8 | 17.7 |
| 助手 | 34.9 | 21.7 | 16.2 | 2.2 |
| 大学院担当者 | 33.3 | 60.8 | | |

小学校から高校で女性教員の占める割合は、子供の学校階段の上昇に伴い低くなっている。中学校以上の学校階段では、女性教員率が50%に満たさないものの、それでも少く

つ女性教員は増加してきている。その反面、一貫して9割以上を女性教員が占めていた幼稚園での女性教育率は、ほぼ横ばいである。

| 年 | 校長 | | | 教頭 | | |
|------|------|-----|------|------|-----|------|
| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
| 1975 | 1.5 | 0.2 | 3.2 | 3.1 | 0.5 | 1.1 |
| 1980 | 2.0 | 0.2 | 2.6 | 3.3 | 0.5 | 1.1 |
| 1985 | 2.3 | 0.3 | 2.4 | 4.3 | 1.4 | 1.2 |
| 1990 | 4.1 | 0.7 | 2.4 | 11.7 | 2.7 | 1.6 |
| 1995 | 9.6 | 1.9 | 2.5 | 19.3 | 5.5 | 2.9 |
| 2000 | 15.6 | 3.5 | 3.5 | 22.5 | 7.8 | 4.1 |
| 2003 | 17.7 | 4.3 | 4.7 | 22.0 | 7.5 | 5.1 |

女性管理職も増加してはいるものの、小学校長が17.7%、小学校教頭が22%にすぎず、中学、高学では1割にも満たない。学校のマネジメントの側面については、依然として男性優位の構造が残っている。

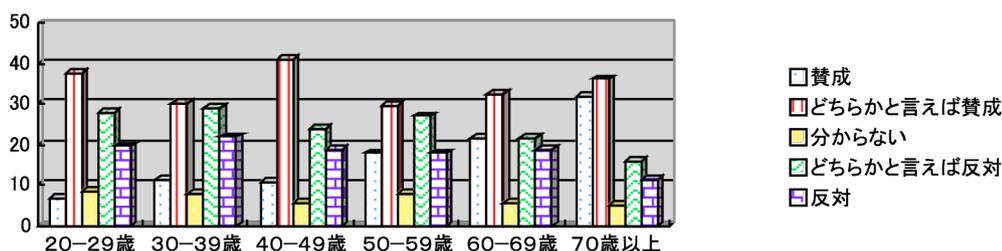


3. パートタイム労働には、低賃金、昇進がない、社会保険加入率が低いなど、労働条件での差別がある。国際労働機関(ILO)の『同一価値労働同一賃金の原則』に違反することから、パート労働者の公正な処遇が求められる。同一価値労働同一賃金の原則というのは同じ価値の労働に対しては同じ賃金を支払うべき、という原則だ。ILO100号条約では、男女の同一価値労働同一賃金の原則を定めている。同一価値労働とは、同一労働よりも広い概念で、異なる職種であっても、技能や労働条件など労働の価値が同一であれば、同じ賃金が支払われるべきということを意味しているが、価値の判定に関して明確でない

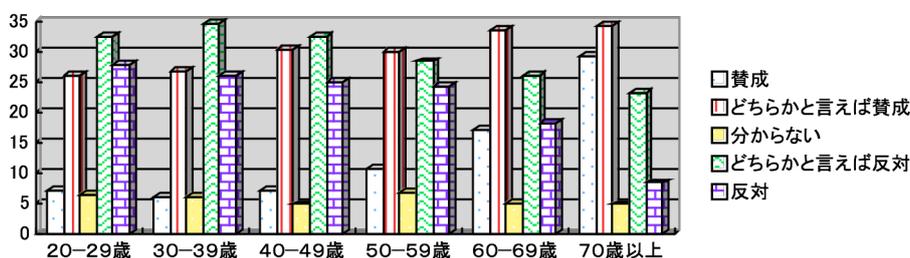
という問題がある。

性差別の解消のためには、性別役割分業とそれを支える規範意識を変えることが重要であると繰り返し指摘されている。性別役割分業意識を持つ人の比率を下げることが男女共同参画推進プランに政策目的として組み込む他方自治体もある。性別役割分業意識には近年どのような変化がみられるだろう。

『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について（男性の回答）、2002年

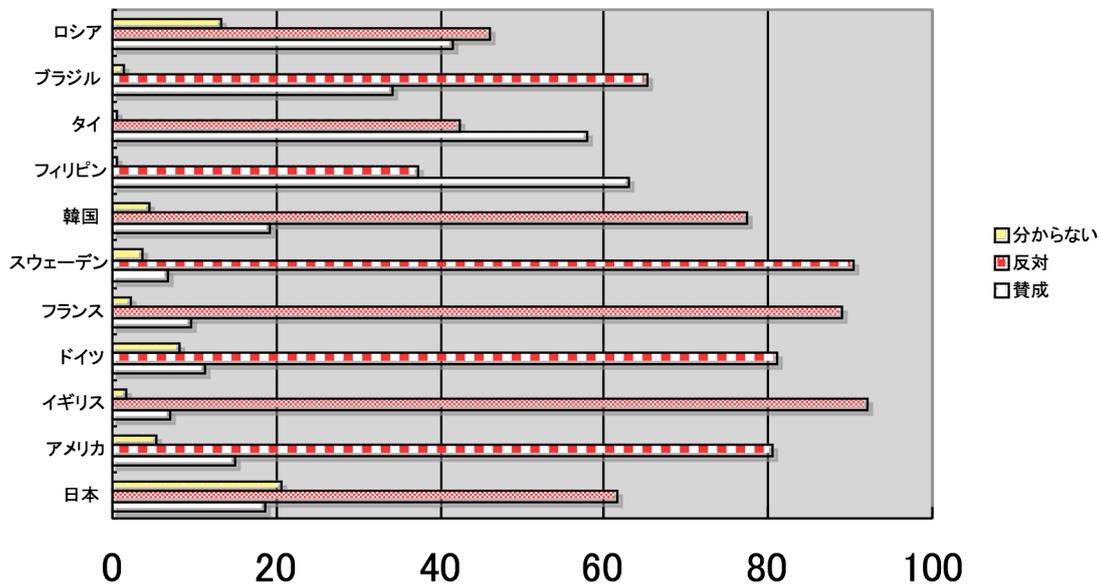
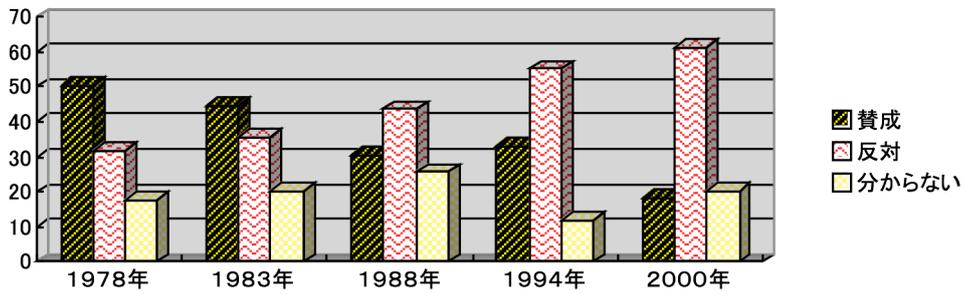


『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について（女性の回答）、2002年



（出典：（出典：国際労働機関のホームページ <http://www.ilo.org>）

『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という固定的な性別役割分業規範に賛成するひとの割合は次第に減り、2002年の世論調査では、この考え方に同意しない人は全体で47%（『反対』20%、『どちらかといえば反対』27%）と、ほぼ半数まで増えた。1970年代末と比べるとはっきりと『賛成』を表明するひとが半減し、『どちらかといえば』というやや曖昧な態度で賛成する人も減って、明確な『反対』が5倍ぐらい増えたのが特徴だ。女性の20・30代は反対する人が6割を超えている。一方、男性は女性と比べ分業賛成の人が相変わらず多いが、30代では『反対』が半数を超える。性差より年代差が大きく、女性も60代以上では分業規範に同意する人の方が多い。

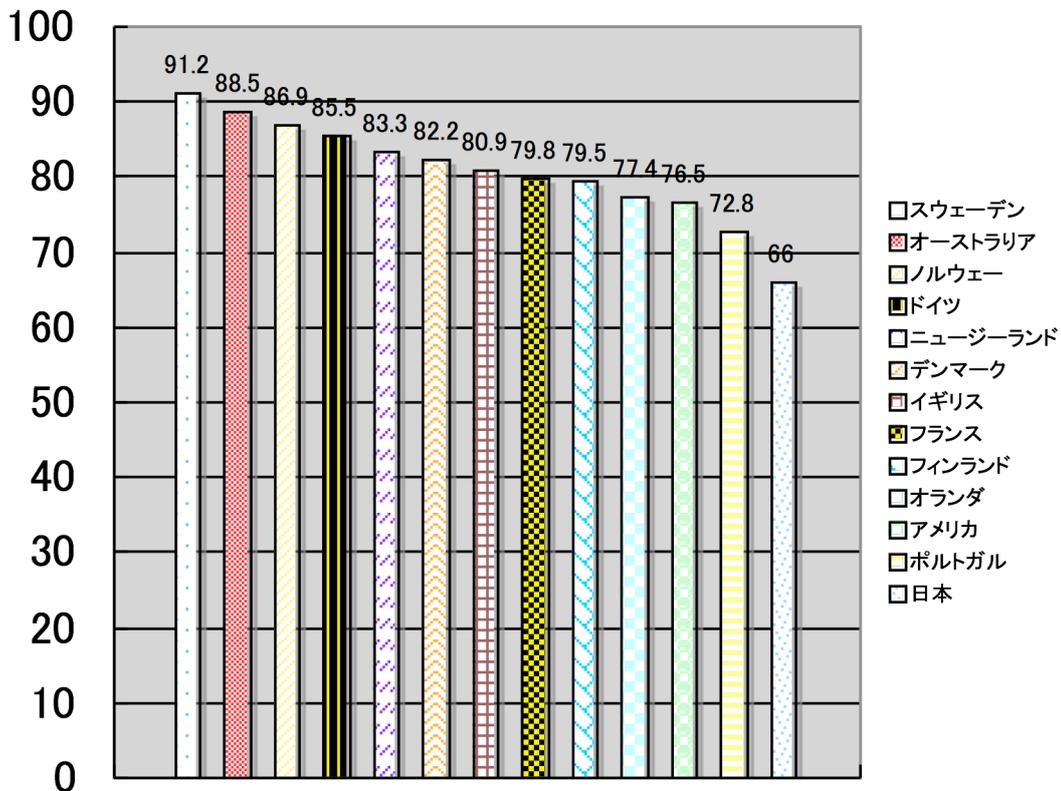


(出典：女性のデータブック/Women's date book 第4版，2004)

若い世代にも男女差があり、分業賛成は男子に多く（男子 22%、女子 15%）、反対は女子に多い（男子 54%、女子 69%）。国際比較では、フィリピン、タイは性別分業『賛成』が6割前後と多く、イギリス、フランス、スウェーデンでは『賛成』は1割弱で『反対』が9割前後に達している。各国と比べ、日本の若者には『分からない』という答えの多さがめだつ。

4. 女性全体の賃金の平等は、男性の7割弱にとどまっている。スウェーデン（91.2%）、イギリス（80.9%）、フランス（79.8%）、アメリカ（76.5%）など欧米諸国にくらべ男女の賃金格差が大きく、女性の地位の不安定さの一因となっている。

性別賃金格差の国際比較（2000-2002年）
男性賃金を100とした場合の女性賃金のあたい



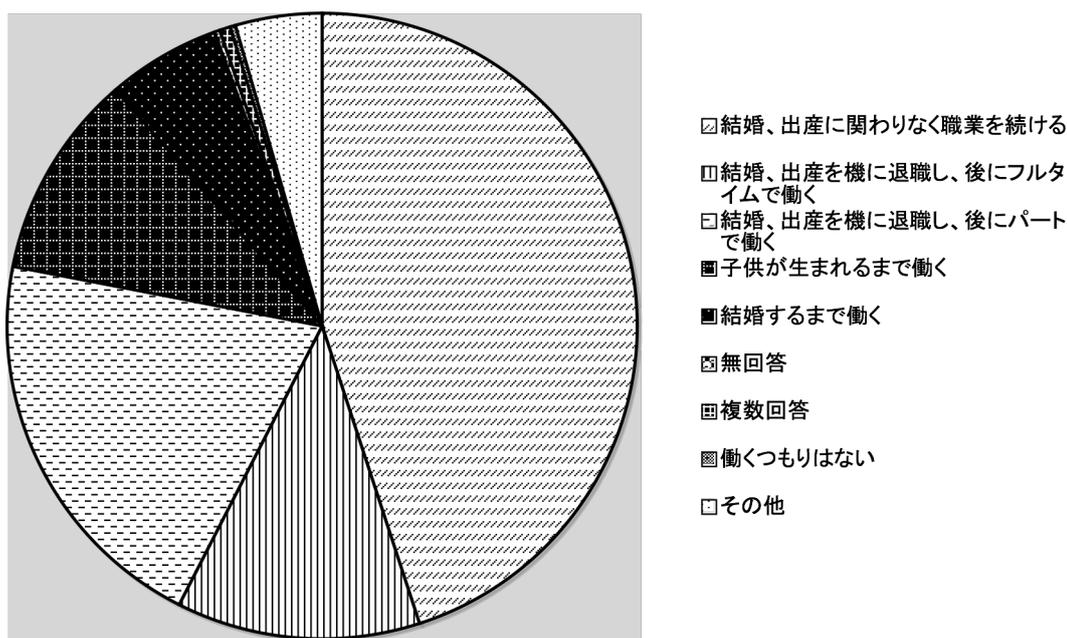
男女の賃金格差のりゆうは、女性は勤続年数が短く、年功賃金体系が適用される職務や正規雇用に就いていなかったことが大きい。また女性はたとえ正規雇用であっても入職時点から不熟練職種・補助的職務に配置され、低賃金職種の格付けに長年固定されやすい。そして転職、再就職の場合もパートや派遣労働となることが多い。つまり、男性のように昇進・昇格できないポジションや職務であるため、それに伴う賃金上昇が生じないのである。男性はパートやアルバイト等非正規雇用でない限り、産業分野や企業規模を問わず昇進・昇格の際に勤続年数が考慮された。また人事考課による個人差があったとしても、総体としてほとんどの組織が、男性には年齢別差生活保障型の賃金上昇カーブが形成される人事制度運用と賃金制度を採用してきた。女性の家族的責任は家事・育児・介護であるのに対し、男性は『妻子を養う』責任があるという社会的コンセンサスは長年企業社会では根付いてきた。

5. 男女の家事・育児参加はほとんどすすんでおらず、平日での男女の家事時間は30分程にとどまっている。女性は、家事育児労働の殆どを担わなければならないのが現状だ。家庭での労働は賃金が支払われないアンペイド・ワークであり、仕事をもつ女性は総合すると男性より長時間労働し、男性より少なく稼ぐ結果となっている。

多くの女性学生たちは、どのような将来のキャリアを考えているのだろうか。

首都圏の大学生を対象とした調査によると、『結婚、出産に関わりなく職業を続ける』と

いう回答が最も高率で45%をしめている。結婚、出産を機に一時退職し、後にパートをするという典型に基づくキャリアを想定しているのは20.5%で、仕事を継続させようと考えている割合の半分にも満たさない。この調査結果から、女子大学生の約半数は、継続して『職業を持って働くこと』を視野に入れたライフコースを考えていると類推できる。



現代の女性は、仕事を通じて自分の人生を追求したい、同時に家庭での子育てや家族生活も大事にしたい、という欲求をもっている。男性もまた、仕事一筋というだけでなく、家庭にもより関わりたいという意識が、若い世代にみられるようになってきた。しかし、現実には、女性も男性も仕事と家庭を不満なく両立できるような環境が整備されていない。現在、未婚化晩婚化傾向がすすみ、出生率が低下する少子化社会となっているが、この要因として仕事と家庭がうみだす矛盾の存在が指摘されている。年功序列・終身雇用など日本型雇用の変化、高度情報化や経済のグローバル化、人口構造の変動など、労働と就業を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、女性も男性も働きながら充実した家庭生活をおくることを、今後も目指すべきだろう。

まとめ

日本女性のことを調べてきたところ、日本女性の社会地位がそれぞれの時代で変化して

いたことが分かってきた。例えば、奈良時代、平安時代に女性の地位はあまりにも高かったと言えるだろう。その時代の女性は家事、子供の養育とかという家庭の仕事以外商売にも参加していたし、家屋も受け継いでいた。結婚後新婚の夫婦は女の家に住むことになっていた。神様につとめる巫女の地位が特に高かった。その時代は日本社会が母権制社会だったと言える。

でも時間の流れとともに社会構造も変わり、女性の立場にも影響があった。鎌倉—室町時代に政権が将軍に移ってから、男性の地位が女性の地位より高くなっていく。これから夫婦の女は男の家に入るようになってきた。男が遠征に行っていた時、女は家を守るようになっていた。ということで戦の時だけ女性は家主になっていた。

明治維新まで、日本女性の社会地位がだんだん下がってきたので、日本社会も父権制社会の新しい時代に入ってきた。その時代、政財の分野は男性だけに管理されていた。日本女性の方から西洋での男女平等運動のような運動の試みもあったが、成功しなかった。

戦後時代の日本社会について言えば、70年代から現代にかけて日本女性の地位はどんどん高くなってきている。今の日本女性は家事とか子供の養育などの役割だけを持っている女性ではなくなってきた。現代の日本女性は、政治、社会などの分野で活発しながら、女性の社会地位をもっと高めようとしている。でも、スウェーデンとかアメリカなどの国と比較してみると日本女性の社会地位はまだ低い。だからこの問題は社会学で大きな問題の一つともなっている。しかし、世論調査の結果とか女性の社会地位がもっと進化するという仮説の上では日本の男女平等運動は成功すると期待されるし、20～30年後は、日本社会は父権制社会ではなく男女平等の社会だとも言えるようになるだろう。

参考文献

女性のデータブック/Women's date book 第4版, 2004年

労働市場とジェンダー、村尾祐美子、2003年

女性労働とマネージメント、木本喜美子、2003年

世界の女性労働、紫山恵美子、藤井治枝、守屋貴司、2005年

Re-imagining Japanese woman, Anna E. Imamura, 1996

国際労働機関のホームページ <http://www.ilo.org>

国際連合のホームページ <http://www.uno.org>